

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新	旧	備考
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総 則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。 第 2 章 土工、第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第 2 編 材料編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。	第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総 則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。 第 2 章 土工、第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第 2 編 材料編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。	県共通仕様書の改正履歴の時点修正を行う

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新	旧	備考
第3編 土木工事共通編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第2章 一般施行 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第4編 河川編から第7編 ダム編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第8編 道路編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。	第3編 土木工事共通編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第2章 一般施行 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第4編 河川編から第7編 ダム編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第8編 道路編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。	